



# 島根県報

平成31年 1月11日 (金)

第 3,073 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

### 【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい福祉課) 2

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対 (林 業 課) 3

象等を定める告示

地域森林計画の樹立 (森 林 整 備 課) 4

地域森林計画の変更 ( " ) 4

保安林予定森林 ( " ) 5

解除予定保安林 ( " ) 5

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中 小 企 業 課) 5

更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 ( " ) 7

更の届出

### 【公 告】

公共測量の実施 (2件) (技 術 管 理 課) 8

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 8

### 【特定調達公告】

平成31年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道 路 維 持 課) 9

島根県立中央病院における全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス業 (病 院 局) 11

務に係る一般競争入札の落札者等

### 【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 12

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第1号）

## 1 規則の概要

木材産業等高度化推進資金の利率に係る貸付条件を改めることとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成31年1月15日から施行することとした。

**規****則**

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第1号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「年1.6パーセント」の次に「（債務保証（農林漁業信用基金の債務保証（保証の割合が100パーセントのものに限る。）をいう。以下同じ。）の場合は、年1.2パーセント）」を、「年1.5パーセント」の次に「（債務保証の場合は、年1.1パーセント）」を、「年1.3パーセント」の次に「（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」を加え、同表

第2号中 「1 利率」を「1 利率」に、  
年1.3パーセント」 年1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」

「1 利率」を  
年1.5パーセント（2倍協調資金にあつては、年1.3パーセント）」

「1 利率」  
年1.5パーセント（債務保証の場合は、年1.1パーセント）（2倍協調資金に改め、同表第3号中「年1.6パーセント」の次に「（債務保証の場合は、年1.2パーセント）」を、「年1.5パーセント」の次に「（債務保証の場合は、年1.1パーセント）」を、「年1.3パーセント」の次に「（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

**告****示**

## 島根県告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人上口福祉会	放課後等デイサービス事業所まがたま	松江市玉湯町玉造716-1	平成31年1月1日

## 島根県告示第20号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第33号）は、廃止する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

## 2 交付の目的

森林を保全する取組、森林資源の活用に関する取組及び森で学ぶ取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

## 3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び交付の限度額

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付の限度額
森を保全する取組	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。）、森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。）、身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策、森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。）、みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組の継続実施（継続事業）及び再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費（用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。） (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料	1申請につき2,000,000円とする。ただし、継続事業については、50,000円（植栽後の下刈り及び竹林伐採後の管理にあっては、200,000円）とする。
森を利用する取組	木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。）、木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。）、木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。）、竹を利用する取組及びみーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用する取組の継続実施（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 県産の木材代 (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料	
森で学ぶ取組（みーものスクール）	小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 講師謝金、旅費及びスタッフの賃金	1校につき400,000円とする。ただし、4校以上の場合について

	(2) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費（用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。）	は、1,600,000円とする。
	(3) 資材・参加者等を活動場所まで運ぶ経費	

4 交付対象者

自治会、特定非営利活動法人その他の団体

5 その他

知事に提出する書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各地域事務所（以下「地方機関」という。）を経由して農林水産部林業課に提出すること。ただし、実施場所が複数の地方機関の管轄区域にまたがる場合は、直接農林水産部林業課に提出すること。

島根県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所

島根県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局

**島根県告示第23号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川2428-7
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第24号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡邑南町上田4125-6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第25号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンターV i V A 島根県出雲市平田町1708番地1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ラック 代表取締役 小安 正之 島根県出雲市平田町1708番地1

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ラック 代表取締役 儀満 裕 島根県出雲市平田町1708番地1

(変更後) 株式会社ラック 代表取締役 小安 正之 島根県出雲市平田町1708番地1

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) プロジェクト21	埼玉県志木市本町2-5-46	三上 眞知子	
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	長谷川 徹	
(株) みどり商事	鳥取県米子市両三柳1546-1	金川 裕一	
(有) 古志薬局	島根県松江市西津田町3-6-9	古志 勝俊	
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	
丸忠(株)	島根県斐川町直江5394	金山 恒義	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
吉岡 知子	島根県松江市東津田町2238-26	—	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708番地1	井上 隆智	平成30年10月20日入店
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	藤原 隆之	平成26年6月9日代表者変更
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) トム	鳥取県米子市博労町4-156	斧谷 みすこ	平成21年6月1日入店
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	平成23年10月1日入店
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	平成24年2月25日入店
西日本補聴器(有)	島根県松江市西津田七丁目1-23	永原 学	平成30年3月1日入店

## (4) 変更の年月日

(3)ア：平成26年9月1日

(3)イ：上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成30年12月26日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第26号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平田ショッピングセンターV i V A 島根県出雲市平田町1708-1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社ラック 代表取締役 小安 正之 島根県出雲市平田町1708-1
- (3) 変更しようとする事項  
駐車場の収容台数  
(変更前) 382台  
(変更後) 306台
- (4) 変更の年月日  
平成30年12月 5日

### 2 届出年月日

平成30年12月26日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**公 告**

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
平成30年12月20日から平成31年3月17日まで
  - 3 作業地域  
出雲市平田町、国富町、西代町、園町、灘分町及び出島町地内
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
  - 2 作業期間  
平成30年12月21日から平成31年3月15日まで
  - 3 作業地域  
益田市乙吉町
- 

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
安来市飯島町字川尻1240番4の一部、1240番5の一部、1240番57の一部、1240番58、1240番61の一部、1240番68の一部、1240番69の一部、1587番1の一部  
面積 17,925.21平方メートル
  - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市安来町2107番地2  
日立金属株式会社 安来工場  
工場長 平野 健治
-



**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成31年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 入札に付する事項****(1) 件名、数量及び配車先**

- ア 凍結防止剤散布車（乾式2.5m<sup>3</sup>級、4×4）、1台、松江県土整備事務所
  - イ 除雪ドーザ（8t級、サイドスライドアングリングブラウ）、1台、出雲県土整備事務所
  - ウ 除雪グレーダ（3.7m級）、1台、県央県土整備事務所
  - エ 除雪トラック（7t級、4×4）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- アからエまでについては、それぞれの入札とする。

**(2) 入札案件の仕様等**

入札説明書による。

**(3) 納入期限**

- ア (1)のアからウまでについては、平成31年10月31日（木）
- イ (1)のエについては、平成32年2月28日（金）

**(4) 納入場所**

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

**2 入札に参加する者に必要な資格**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

**3 入札方法**

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、除雪車両の納車日が平成31年10月1日前となった場合は、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札金額とし、納車日が平成31年10月1日前となることが判明した時点で変更契約を締結するものとする。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

#### 4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成31年2月8日(金)午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ(島根県松江市殿町8番地)へ、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間  
平成31年2月20日(水)午前9時から同月21日(木)午後4時まで
- (2) 書面による入札の日時及び場所等
  - ア 日時  
平成31年2月21日(木)午後4時
  - イ 場所  
島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ
- (3) 開札の日時及び場所
  - ア 日時  
平成31年2月22日(金)午前10時
  - イ 場所  
島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

#### 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成31年2月5日(火)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間  
本公告の日から平成31年2月5日(火)までの日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所  
島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

#### 7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 郵便入札

平成31年2月21日（木）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 1
- b Tractor with snowplow 8ton class : 1
- c Motor grader with snowplow 3.7m class : 1
- d Snow removing truck 7ton class : 1

## (2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m. , February20, 2019 ~ 4 : 00p.m. , February21, 2019

## (3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年1月11日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

## 1 件名及び数量

全身用X線CT診断システム調達及びメンテナンス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成30年11月7日

4 落札者の氏名及び住所

キャノンメディカルシステムズ株式会社山陰支店 支店長 白井 孝典 松江市朝日町484番地16

5 落札金額

88,967,040円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 調達 45,576,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

メンテナンス 43,391,040円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年9月28日

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年1月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第24条第2項第1号中「30,000円」を「31,000円」に改め、同項第2号中「5,900円」を「6,100円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成31年1月11日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この規程による改正前の島根県病院局職員の給与に関する規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。